福島県介護支援専門員更新研修未修了科目取扱要領

１　目的

　　本要領は、やむを得ない事由により、介護支援専門員更新研修（以下「更

　新研修」という。）で履修すべき科目の全部又は一部を受講することができず、

　介護支援専門員証の更新ができない場合に、更新研修の修了者とみなして取り扱うために必要な事項を定めるものとする。

２　対象者

　　更新研修の受講者のうち、別紙「やむを得ないと認められる事由」に掲げ

　る事由により、更新研修の全部又は一部を受講することができなかった者で、

　同等科目の振替受講もできない者とする。

３　対象科目

　　介護支援専門員資質向上事業実施要領の介護支援専門員専門研修実施要領

　の研修内容に定めるものをいう。

４　実施方法

（１）申請

　　　対象者は、「福島県介護支援専門員更新研修延期申請書」（様式第１号）

　　に未受講理由を証明する書類を添付し、速やかに福島県（以下「県」とする）に提出する。

（２）申請の審査

　　　県は、必要事項を審査し、やむを得ない事由と認める場合は、対象者に対し「福島県介護支援専門員更新研修延期通知」（様式第２号）を送付する。

（３）資格の更新

ア　県は、更新研修の終了後、対象者を更新研修の修了者とみなし「修了証明書」（様式第３号）を交付する。

　　イ　修了証明書の交付を受けた対象者は、速やかに介護支援専門員証更新申請を行うものとする。

ウ　県は、次年度の未修了科目の受講を条件に、対象者に対し介護支援専門員証を交付する。

（４）未修了科目の受講報告

　　　「福島県介護支援専門員更新研修延期通知」（様式第2号）を受けた者は、次年度の研修を受講し、速やかにその結果を「福島県介護支援専門員更新研修延期受講報告書」（様式第4号）により県に提出する。

（５）修了の取消

　　　県は、未修了科目の受講が認められない場合、更新研修の修了を取り消

　　し、介護支援専門員証の返納を求める。

　　　なお、対象者が介護支援専門員証の返納に応じない場合には、介護保険

　　法（平成９年法律第１２３号）第６９条の３９第１項第３号の規定に基づ

　　き、介護支援専門員の登録を消除するものとする。

　附則

１　この要領は、平成２０年６月４日から施行する。

２　この要領は、平成２９年５月２４日から改正施行する。

３　この要領は、令和元年７月３日から改正施行する。

別紙

やむを得ないと認められる事由

　やむを得ないと認められる事由は次の各号のいずれかに該当する場合とする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 事由 | 認められる日 | 未修了理由を証明する書類 |
|  | 忌引き | （※以下の日数） | 死亡診断書または死亡を証明する書類（告別式の通知等でも可） |
|  | 本人の疾病 | 医師が必要と認められた日 | 医師の診断書または証明書 |
|  | 災害 | 被災、罹災の状況により県が判断した日 | 被災証明書またはその写し罹災証明書またはその写し |
|  | 交通途絶 | 交通途絶の当日 | 公共交通機関の遅延証明書代替交通手段により遅延とならない場合は除く |
|  | 妊娠出産 | 労働基準法で定める産前産後休業期間 | 母子保健手帳、診断書等出産予定日がわかる書類 |
|  | その他、福島県が認めた事由 |  |  |

　※忌引きとして認められるのは、以下の日数とする。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 日数 |
| 配偶者 | 死亡当日及び翌日から10日間 |
| 一親等の直系尊属（父母） | 血族 | 姻族 |
| 死亡当日及び翌日から7日間 | 死亡当日及び翌日から3日間 |
| 同卑属（子） | 死亡当日及び翌日から7日間 | 死亡当日及び翌日 |
| 二親等の直系尊属（祖父母） | 死亡当日及び翌日から3日間 | 死亡当日及び翌日 |
| 同卑属（孫） | 死亡当日及び翌日 | ― |
| 二親等の傍系者（兄弟姉妹） | 死亡当日及び翌日から3日間 | 死亡当日及び翌日 |
| 三親等の傍系尊属（伯叔父母） | 死亡当日及び翌日 | ― |